

令和4年度第2回山梨県個人情報保護審議会議事録

- 1 日 時 令和4年8月17日(水) 午後1時30分～午後4時
- 2 場 所 山梨県恩賜林記念館 東会議室
- 3 出席者(敬称略・50音順)  
(委 員)市川由美、新里清高、原敏、松本成輔  
(事務局)小林課長、文書・情報公開担当(3人)
- 4 傍聴者数 0人
- 5 会議に付した議題  
(1) 山梨県個人情報保護法施行条例(仮称)について
- 6 議事の概要

(1) 山梨県個人情報保護法施行条例(仮称)について(公開)

(議長)

本日は、「山梨県個人情報保護法施行条例(案)の方向性の妥当性」について諮問があったので、この件について審議する。

本条例は、個人情報保護法の改正に伴い新たに制定されるものであるので、まず、改正法の概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

—資料により説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

—意見・質問なし—

(議長)

続いて、事務局から本県で制定する条例の方向性について説明を受ける。

検討する項目が複数に渡るため、検討事項ごとに事務局から説明を受け、検討事項ごとに各委員から意見を伺うこととしたい。

それでは、最初の検討事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

—検討事項 第1-1「開示等における手数料」について説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

(委員)

費用負担額を条例ではなく規則で定めることは妥当なのか？

(事務局)

手数料については、地方自治法上条例で定めることとなるが、新条例では手数料ではなく、労務賃を除いた実費を徴収する予定であり、情報公開条例と同様に規則で定める予定である。

(議長)

他に意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということによいか。

—異議なし—

(議長)

それでは、次の項目について、説明をお願いします。

(事務局)

—検討事項 第1-2「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料」について  
説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

(委員)

今回の行政機関等匿名加工情報と従来の非識別加工情報とでは、違いがあるのか？

(事務局)

今回の名称の変更は、国の個人情報の定義が変更されたことに伴う変更。改正法においては、個人情報の定義が民間部門に統一され、非識別加工情報の位置づけが民間部門の「匿名加工情報」と同じになった。実質的な違いはない。

(委員)

県では、今まで非識別加工情報を外部に提供した事例はあるのか？

(事務局)

現条例では、非識別加工情報という概念がないこともあり、把握していない。

(議長)

他に意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということによいか。

—異議なし—

(議長)

それでは、次の項目について、説明をお願いします。

(事務局)

―検討事項 第2-1「条例要配慮個人情報」について説明―

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

―意見・質問なし―

(議長)

他に意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということでよいか。

―異議なし―

(議長)

それでは、次の項目について、説明をお願いします。

(事務局)

―検討事項 第2-2「個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表」について説明―

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

(委員)

資料に現時点での個人情報ファイル簿の件数が記載されているが、この件数は個人情報取扱事務等登録簿の件数を下回っている。つまり、個人情報ファイルが作成されない個人情報取扱事務があるということか？

(事務局)

個人情報ファイル簿については、作成の適用が除外されるものがある。例えば、単に連絡先を記載しただけの個人情報ファイルや、報酬等の支払いのために用いられる個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成の適用除外となる。いくつかの個人情報取扱事務については、これらの個人情報ファイルのみしか保有していない場合もあり、そのような個人情報取扱事務においては、個人情報ファイル簿が作成されない。

(委員)

資料では、個人情報取扱事務登録簿を廃止した場合、公表する個人情報ファイル簿が510件程度となるとのことだが、539件の誤りではないか？

(事務局)

指摘のとおりである。その箇所については修正する。

(委員)

個人情報取扱事務登録簿を廃止すると、どの事務がマイナンバーを扱っているか分からなくなるが、その点は大丈夫か？

(事務局)

マイナンバーを取り扱う事務は、法律や条例で限定列挙されている。それによって透明性は担保されていると考えている。

(議長)

他に意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということでよいか。

—異議なし—

(議長)

それでは、次の項目について、説明をお願いします。

(事務局)

—検討事項 第2-3 「不開示等における不開示の範囲」について説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

(委員)

地方三公社の情報は不開示情報になるということか？

(事務局)

個人情報保護法では、地方三公社は実施機関ではないので、事務事業の支障という理由での不開示はない。ただし、法人情報として不開示となることはある。

(議長)

他に意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということでよいか。

—異議なし—

(議長)

それでは、次の項目について、説明をお願いします。

(事務局)

—検討事項 第2-4 (1) 「開示決定等の期限」について説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

—意見・質問なし—

(議長)

意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということでよいか。

—異議なし—

(議長)

それでは、次の項目について、説明をお願いします。

(事務局)

先に、「5 審査請求に対する審査会への諮問」について説明する。

—検討事項 第2-5「審査請求に対する審査会への諮問」について説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

—意見・質問なし—

(議長)

意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということによいか。

—異議なし—

(議長)

それでは、次の項目について、説明をお願いします。

(事務局)

—検討事項 第2-4(2)「審査会の権限と審査請求の手続」について説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

—意見・質問なし—

(議長)

意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということによいか。

—異議なし—

(議長)

それでは、次の項目について、説明をお願いします。

(事務局)

—検討事項 第2-6「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときの審議会等への諮問」について説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

—意見・質問なし—

(議長)

意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということでしょうか。

—異議なし—

(議長)

それでは、次の項目について、説明をお願いします。

(事務局)

—検討事項 第3-1「条例の施行状況」について説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

(新里委員)

他の地方公共団体も同じような条文を設けているのか？

(事務局)

正確な数は把握していないが、いくつかの都道府県では、条例の施行状況について同様の条文を設ける予定であると聞いている。

(議長)

公表する項目を規則で定めるとのことだが、そのことを条文に入れ込まなくてはいけないのでは？

(事務局)

公表する項目は規則で定める旨を、条文に追加する。

(議長)

他に意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということでしょうか。

—異議なし—

(議長)

それでは、次の項目について、説明をお願いします。

(事務局)

—検討事項 第3-2「口頭での申出による本人情報の提供」について説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

—意見・質問なし—

(議長)

意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということでしょうか。

—異議なし—

(議長)

それでは、次の項目について、説明をお願いします。

(事務局)

—検討事項 第3-3「罰則」について説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か質問・意見等はあるか。

—意見・質問なし—

(議長)

意見がなければ、この項目についての方向性は妥当ということでしょうか。

—異議なし—

(議長)

以上で検討事項の審査は、全て終了した。

今回の審議において、委員からの異議はでなかったもので、説明のあった条例の方向性については、妥当であると認める。

次回の審議会で、今回の意見を踏まえ諮問に対する答申をまとめることとする。

以上で本日の議事を終了する。

以上